

○川棚町まちづくり出前講座実施要綱

(平成18年5月17日要綱第18号)

改正 平成31年3月15日要綱第7号 令和6年5月27日要綱第59号

(目的)

第1条 この要綱は、町の行政に関する情報について、町民等の求めに応じ、町職員等が講師として出向き説明等を行う川棚町まちづくり出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、町民等の町政に関する理解を深めるとともに、行政の活性化を図り、住民参画によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座の対象は、町内在住者又は町内の事業所に通勤し若しくは学校等に通学する者で、原則として10名以上の参加者が見込まれる団体とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、毎年度町長が調整し、作成する。

(開催時間及び場所等)

第4条 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は町内とする。

2 出前講座に係る施設の使用許可申請手続きその他の行為については、出前講座を受講しようとする団体の代表者(以下「申込者」という。)の責任においてこれを行うものとする。

(受講申込方法等)

第5条 申込者は、原則として開催日の20日前までに川棚町まちづくり出前講座申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(受講の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、実施の可否を決定し、川棚町まちづくり出前講座決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、出前講座の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。

(受講の制限)

第7条 町長は、出前講座を受講しようとする団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の開催を取り消し、又は中止するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。

(3) 出前講座の目的に反しているとき。

(受講内容変更等の届出)

第8条 第6条の規定により出前講座の実施の決定を受けた団体は、当該出前講座の開催日時、場所等に変更があったとき、又は当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに町長に届け出なければならない。ただし、人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(庶務)

第9条 出前講座の庶務は、企画観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月15日要綱第7号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月27日要綱第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

川棚町まちづくり出前講座申込書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

川棚町まちづくり出前講座決定通知書

[別紙参照]